三　座席の地上面からの高さが700㎜以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5. 3. 6. に限る。以下この条及び第99条において同じ。）に定める基準とする。

四　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. に定める基準とする。

五　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量1.5ｔ以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第12号の技術的な要件（第４改訂版の規則5. 5. に限る。以下第99条において同じ。）に定める基準とする。ただし、協定規則第94号第２改訂版の規則5. 2. 8. から5. 2. 8. 3. までの規定に適合している場合には、協定規則第12号の技術的な要件に適合するものとする。

六　第一号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6. 1. に定める基準とし、第四号に規定する自動車以外の自動車については同別添6. 2. に定める基準とする。

七　第一号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」7. 1. に定める基準とし、第三号に規定する自動車以外の自動車については同別添7. 2. に定める基準とする。

第11十1条第四項を削る。

第11十11条第九項中「同規則改訂版の補足第３改訂版の規則5.（5. 2. 8. を除く。）」に改め、「限る。以下」の下に「第100条において」を加え、同条第十項中「別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」」を「協定規則第95号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.（5. 3. 6. を除く。）に限る。以下第100条において同じ。）」に改め、同項ただし書を削る。

第111十条第1項中「協定規則第16号第６改訂版」を「協定規則第16号第６改訂版補足改訂版」に改め、同条第111項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足改訂版」に改め、同条第四項中「協定規則第16号第６改訂版」を「協定規則第16号第６改訂版補足改訂版」に改める。

第四十四条第1項中「別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」」を「協定規則第119号改訂版5. 、6. 、7. 及び8. の技術的な要件」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第119号改訂版5. 4. 1. は適用しないこととし、協定規則第119号改訂版5. 4. 3. の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第119号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第119号改訂版9. 2. の規定に適合すればよいものとする。

第七十七条第11項第1号中「けい光灯」を「蛍光灯」に改め、「以上」の下に「又はこれと同等以上の明るさ」を加える。

第九十1条第11項中「別添６「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」」を「協定規則第12号の技術的な要件に定める基準」に改め、同項第11号を削る。

第九十九条第11項後段を削り、同項第1号中「直流60Ｖ以上である部分を有する動力系（」を「直流60Ｖを超え1,500Ｖ以下又は交流30Ｖ（実効値）を超え1,000Ｖ（実効値）以下の部分を有する動力系（」に、「直流60Ｖ未満の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分」に、「直流60Ｖ以上の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に、「イ及びロ」を「イからハまで」に、「この限りでない」を「工具を使用しないで結合を分離できるものであってもよいものとする」に改め、同号ヘ中「別添110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の別紙１「活電部への直接接触に対する保護」」を「協定規則第100号の技術的な要件」に、「直流60Ｖ以上である部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に改め、同号に次を加える。

ハ　コネクタの結合を分離した後１秒以内に活電部の電圧が直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下となるものであること。

第九十九条第11項第11号中「直流60Ｖ以上である部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に、「直流60Ｖ未満の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分」に、「直流60Ｖ以上の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に、「別添110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の別紙２「感電保護のための警告表示」」を「協定規則第100号改訂版5. 1. 1. 5. 」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号後段を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「であり、別添110の2. 4. 1. から2. 4. 3. に掲げるものを含むもの」を削り、「直流60Ｖ未満又は交流25Ｖ未満（実効値）の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分」に、「イ及びロ」を「イからハまで」に、「この限りでない」を「工具を使用しないで結合を分離できるものであってもよいものとする」に改め、同号ロ中「直流60Ｖ未満又は交流25Ｖ（実効値）未満」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下」に改め、同号に次を加える。

ハ　コネクタの結合を分離した後１秒以内に活電部の電圧が直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下となるものであること。

第九十九条第11項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第111号を同項第四号とし、同項第11号に次の1号を加える。

三　高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

第九十九条第111項を次のように改める。

3　保安基準第17条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に定める基準とする。

二　自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5ｔを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。

三　座席の地上面からの高さが700㎜以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。

四　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. に定める基準とする。